

**速報**

(平成 14 年 中)

# **救急・救助の概要**

**総務省消防庁救急救助課**

## 救急業務の実施状況

平成14年中の救急出場件数及び救急搬送人員は、平成10年3月に法制化されたヘリコプターによる出場を含め、それぞれ455万4,459件、432万8,452人であり、近年の増加傾向が若干鈍化したものの、昭和38年の法制化以降、増加の一途を辿っています。

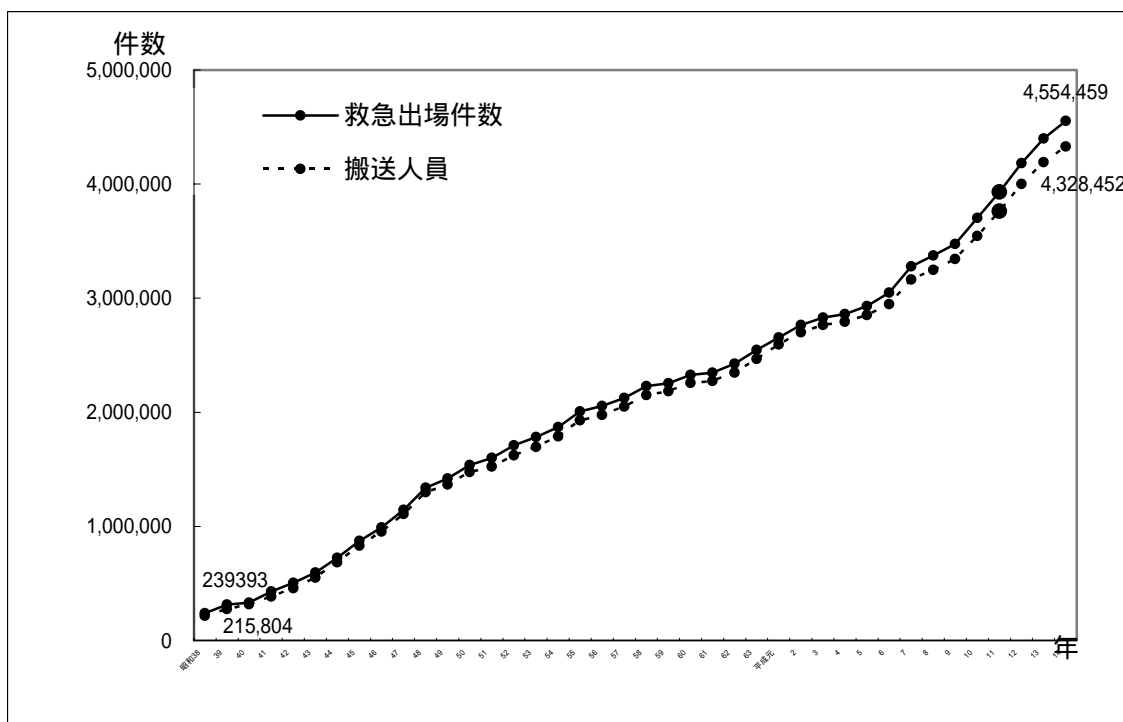
また、救急自動車による出場件数は一日平均約12,477件で、約6.9秒に一回の割合で救急出場し、国民の約29人に1人が救急搬送されたこととなります。

平成14年中の救急出場件数及び救急搬送人員は、それぞれ455万4,459件、432万8,452人であり、前年と比べて救急出場件数は155,264件（3.5%）、救急搬送人員は135,982人（3.2%）の増加となり、いずれも過去最高となりました。

このうち、救急自動車による出場件数は455万2,391件、搬送人員は432万6,470人であり、ヘリコプターによる出場件数は2,068件、搬送人員は1,982人で、ヘリコプターによる救急出場件数が2,000件を超えました。

また、救急自動車による覚知から現場到着までの所要時間の全国平均6.3分、救急自動車による覚知から医療機関収容までの所要時間の全国平均は28.8分でした。（第1図、第1表、第2表参照）

第1図 救急出場件数及び搬送人員の推移



**第1表 救急出場件数及び搬送人員の推移**

区 分	救急出場件数				搬送人員			
	全出場件数（件）				全搬送人員（人）			
		うち救急車による件数	うちヘリによる件数	増加数 前年比 （％）		うち救急車による人員	うちヘリによる人員	増加数 前年比 （％）
昭和38年	239,393	239,393	-	-	215,804	215,804	-	- （年）
平成10年	3,702,075	3,701,315	760	225,571 (6.5)	3,546,739	3,545,975	764	204,459 (6.1)
平成11年	3,930,999	3,930,024	975	228,924 (6.2)	3,761,119	3,759,996	1,123	214,380 (6.0)
平成12年	4,184,121	4,182,675	1,446	253,122 (6.4)	3,999,265	3,997,942	1,323	238,146 (6.3)
平成13年	4,399,195	4,397,527	1,668	215,074 (5.1)	4,192,470	4,190,897	1,573	193,205 (4.8)
平成14年	4,554,459	4,552,391	2,068	155,264 (3.5)	4,328,452	4,326,470	1,982	135,982 (3.2)

**第2表 救急自動車による救急業務実施状況**

区 分	平成14年中 A	平成13年中 B	比較 A - B (前年増減率又は増減数)
出 場 件 数	4,552,391件	4,397,527件	154,864件 (3.5%)
搬 送 人 員	4,326,470人	4,190,897人	135,573人 (3.2%)
時間当たり出場割合	6.9秒に1回	7.2秒に1回	0.3秒
国民当たり搬送割合	約29人に1人	約30人に1人	1人
現場到着平均時間	6.3分	6.2分	0.1分
収容平均所要時間	28.8分	28.5分	0.3分

## 高齢者搬送割合の増加

救急自動車による搬送人員のうち、65歳以上の高齢者の占める割合は、増え続けており、平成14年中は、これまでで最も高い172万9,247人(40.0%)となりました。

また、事故種別搬送人員が最も多かったのは「急病」であり、全搬送人員の56.3%を占めました。

この「急病」による搬送人員のうち、65歳以上の高齢者は46.8%を占めました。

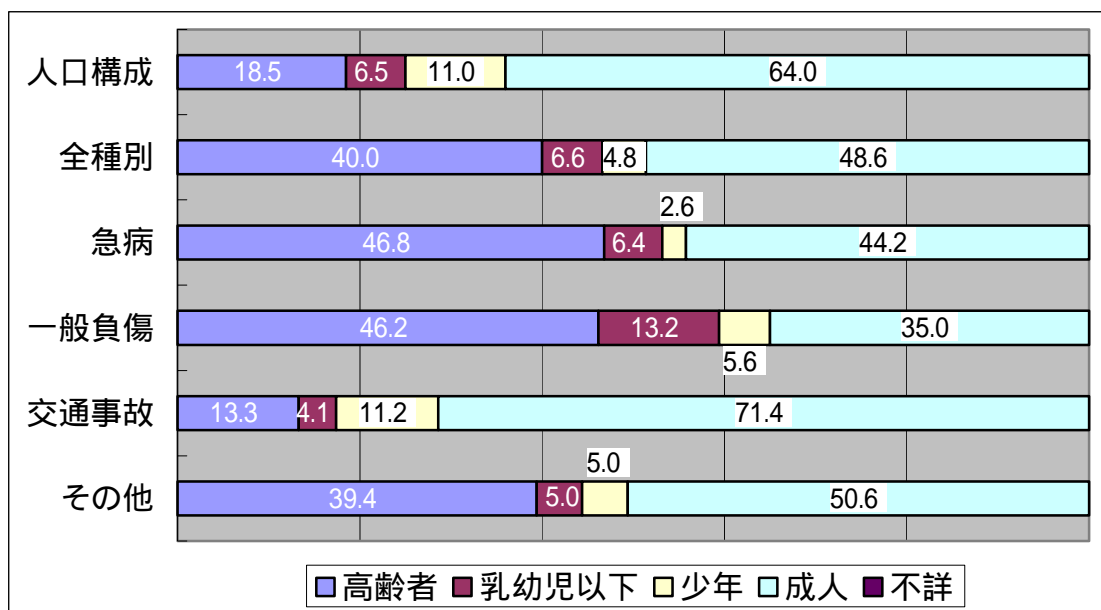
救急出場件数及び搬送人員は増加の一途を辿っていますが、救急自動車による搬送人員のうち、特に65歳以上の高齢者の占める割合は、年々増え続けており、これまでで最も高い40.0%となりました。

救急自動車による救急事故種別搬送人員のうち最も多い事故種別は「急病」で、全搬送人員に占める割合は56.3%でした。

この「急病」においても、65歳以上の高齢者の占める割合は年々高くなっており、平成14年は46.8%とこれまでで最も高い割合となりました。

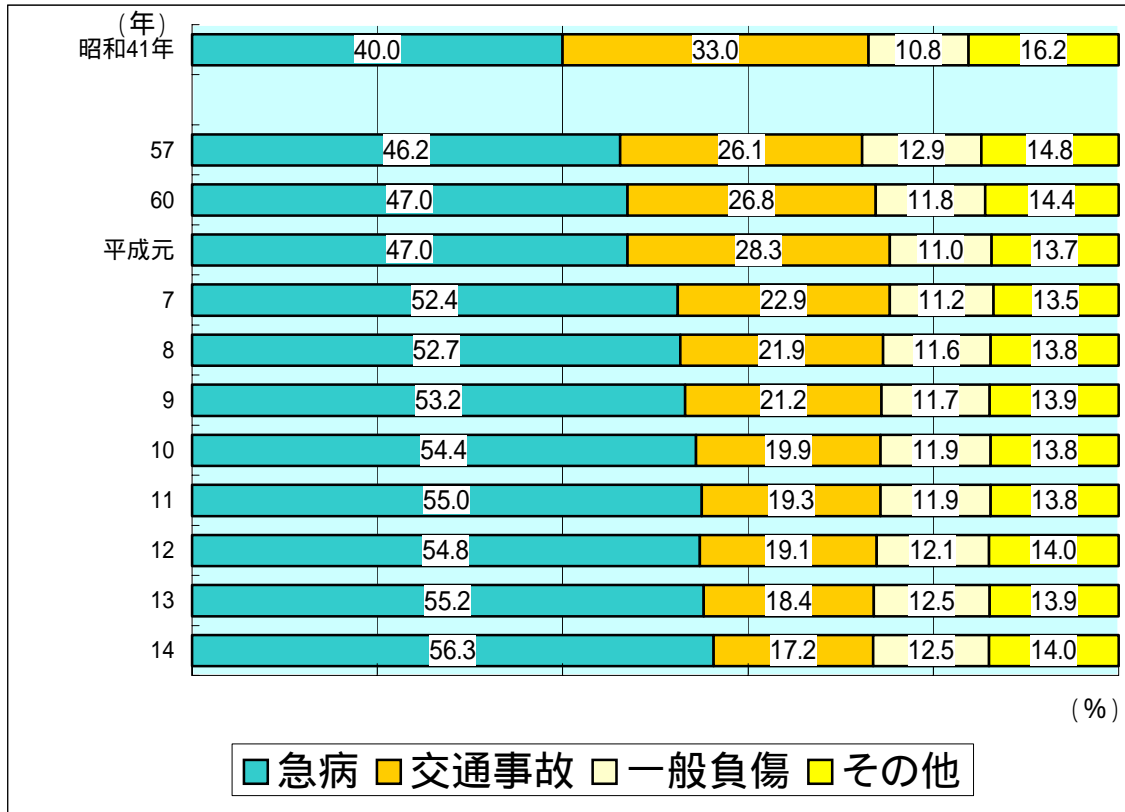
この割合を65歳以上の高齢者の人口構成割合と比較すると、人口構成割合が低いのに対し、高齢者の搬送割合が非常に高いことがわかります(昨年より1.5ポイント増)。(第2図、第3図、第4図、附属資料1参照)

第2図 救急自動車による事故種別年齢区分の状況 (平成14年中)

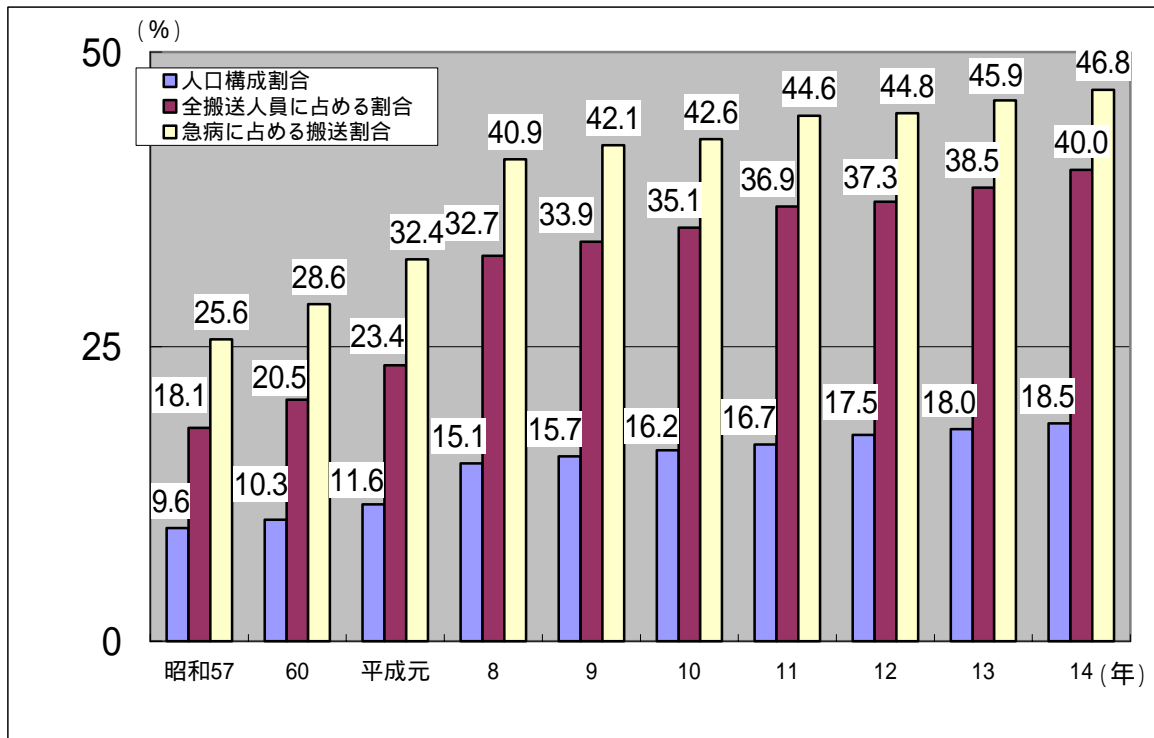


(注) 「高齢者」65歳以上、「乳幼児以下」7歳未満、「少年」7歳～18歳未満、「成人」18歳～65歳未満

第3図 救急自動車による事故種別搬送人員構成比の推移



第4図 高齢者の人口構成割合と高齢者の搬送割合の推移



附属資料1 救急自動車による搬送人員及び高齢者の増加推移

年次	総人口 (千人)	65歳以上 割合 (千人)	全搬送人員			急病 搬送人員 総数	急病搬送人員	
			総数	65歳未満 割合	65歳以上 割合		65歳未満 割合	65歳以上 割合
昭和57年	118,693	11,350	2,049,487	1,678,460	371,027	947,624	705,405	242,219
		9.6%		81.9%	18.1%		74.4%	25.6%
60	121,049	12,468	2,255,999	1,793,327	462,672	1,061,054	757,535	303,519
		10.3%		79.5%	20.5%		71.4%	28.6%
平成元年	123,255	14,309	2,593,753	1,987,274	606,479	1,218,735	823,283	395,452
		11.6%		76.6%	23.4%		67.6%	32.4%
10	126,486	20,510	3,545,975	2,303,950	1,242,025	1,928,256	1,106,420	821,836
		16.2%		65.0%	35.0%		57.4%	42.6%
11	126,686	21,187	3,759,996	2,370,949	1,389,047	2,067,196	1,144,361	922,835
		16.7%		63.1%	36.9%		55.4%	44.6%
12	126,920	22,271	3,997,942	2,507,966	1,489,976	2,190,545	1,209,655	980,890
		17.5%		62.7%	37.3%		55.2%	44.8%
13	127,291	22,869	4,190,897	2,575,781	1,615,116	2,315,317	1,252,938	1,062,379
		18.0%		61.5%	38.5%		54.1%	45.9%
14	127,435	23,692	4,326,470	2,597,223	1,729,247	2,437,121	1,295,460	1,141,661
		18.5%		60.0%	40.0%		53.2%	46.8%

人口は、国勢調査による。ただし平成元・10・11・12・13・14年については、総務省統計局「10月1日現在推計人口」による。

## 救急救命士

消防庁では、国民の救命効果の向上を図るため、救急救命士の養成の促進を図っており、平成15年4月1日において、全国の消防本部のうち救急救命士を運用している消防本部の割合は96.9%、運用救急救命士数は12,294人となりました。

また、全国の救急隊のうち救急救命士運用隊の割合は67.6%（昨年62.8%）になりました。

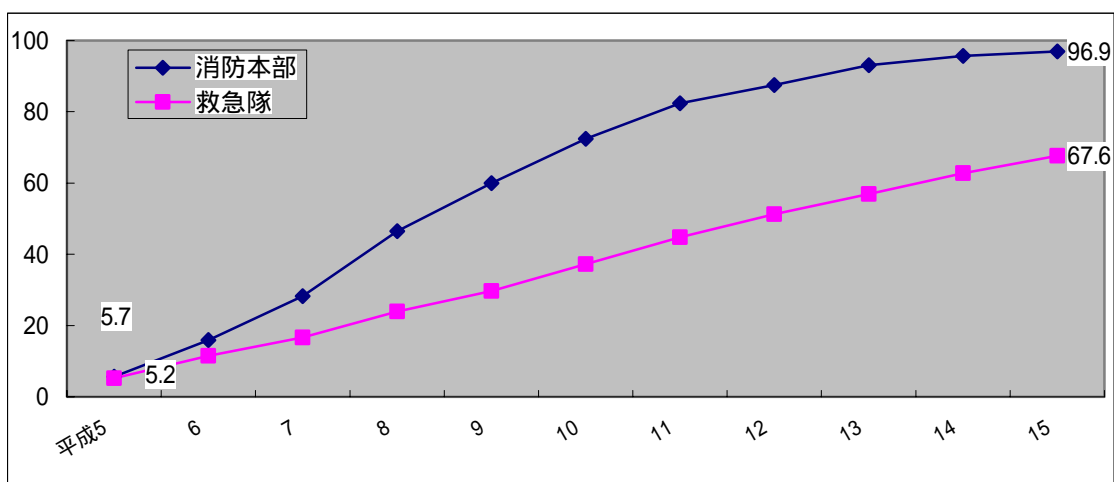
救急救命士は、救急自動車に特定行為の資器材を積載し、特定行為を実施するために必要な医師の指示を受ける体制が構築されていなければ運用できません。  
（救急救命士の処置範囲拡大については「特定行為」参照）

消防庁においては、「全ての救急隊に救急救命士が常時1名配置される体制」を目標に救急救命士の養成と、運用体制の整備を推進しています。

平成15年4月1日現在、管理職等も含め救急救命士の資格を有する消防職員は13,701人となりました。救急隊員57,810人のうち救急救命士は12,835人、そのうち12,294人が救急救命士として運用されています。（救急救命士の数の推移については添付資料3参照）全国894消防本部のうち救急救命士を運用している消防本部の割合は96.9%を占める866本部となりました。

また、全国4,641隊の救急隊のうち救急救命士を運用している救急隊は年々増加しており、平成15年4月1日現在では67.6%を占める3,136隊となっています。しかしながら、都道府県による格差が非常に大きくなっています。  
（第5図、第3表、附属資料2参照）

第5図 消防本部及び救急隊における救急救命士運用状況の推移



第3表 都道府県別救急救命士運用状況一覧表

平成15年4月1日現在

都道府県	救 急 隊			都道府県	救 急 隊		
	総 数 (a)	救命士 運用隊 (b)	比率 (b)/(a)		総 数 (a)	救命士 運用隊 (b)	比率 (b)/(a)
北海道	2 9 1	1 6 4	56.3%	滋 賀	5 5	4 0	72.7%
青 森	8 9	3 8	42.6%	京 都	7 7	6 4	83.1%
岩 手	8 1	6 1	75.3%	大 阪	1 8 7	1 8 1	96.8%
宮 城	7 3	5 9	80.8%	兵 庫	1 6 6	1 5 1	91.0%
秋 田	7 4	3 2	43.2%	奈 良	6 0	3 7	61.7%
山 形	5 5	3 0	54.5%	和歌山	6 0	4 5	75.0%
福 島	1 1 1	4 0	36.0%	鳥 取	3 0	1 5	50.0%
茨 城	1 4 0	8 1	57.9%	島 根	6 4	3 3	51.6%
栃 木	7 9	5 6	70.9%	岡 山	9 4	4 8	51.1%
群 馬	9 2	4 9	53.3%	広 島	1 2 1	9 9	81.8%
埼 玉	2 0 8	1 6 1	77.4%	山 口	7 0	4 4	62.9%
千 葉	1 9 4	1 2 9	66.5%	徳 島	3 9	1 7	43.6%
東 京	2 1 5	2 1 2	98.6%	香 川	3 9	3 4	87.2%
神奈川	1 8 9	1 8 1	95.8%	愛 媛	6 4	4 2	65.6%
新 潟	1 2 8	6 0	46.9%	高 知	4 8	3 6	75.0%
富 山	5 8	4 7	81.0%	福 岡	1 3 7	9 7	70.8%
石 川	4 8	4 0	83.3%	佐 賀	4 0	2 6	65.0%
福 井	4 7	2 5	53.2%	長 崎	7 0	3 2	45.7%
山 梨	5 4	2 5	46.3%	熊 本	9 0	4 0	44.4%
長 野	1 1 4	7 4	64.9%	大 分	5 9	2 0	33.9%
岐 阜	1 1 4	6 9	60.5%	宮 崎	3 5	3 5	100%
静 岡	1 2 5	8 9	71.2%	鹿 児 島	9 9	2 7	27.3%
愛 知	2 1 1	1 7 2	81.5%	沖 縄	5 4	2 7	50.0%
三 重	9 3	5 2	55.9%	合 計	4,641	3,136	67.6%



附属資料2 救急救命士の運用年次推移

平成15年4月1日現在

区 分	全本部数	運用 本部数	割合	全救急隊数	運用隊数	割合
平成5年	931	53	5.7%	4,229	221	5.2%
平成6年	931	148	15.9%	4,331	499	11.5%
平成7年	931	263	28.2%	4,387	730	16.6%
平成8年	925	430	46.5%	4,416	1,057	23.9%
平成9年	923	554	60.0%	4,483	1,333	29.7%
平成10年	920	666	72.4%	4,515	1,678	37.2%
平成11年	911	751	82.4%	4,553	2,040	44.8%
平成12年	907	792	87.3%	4,582	2,345	51.2%
平成13年	904	842	93.1%	4,563	2,592	56.8%
平成14年	900	862	95.8%	4,596	2,884	62.8%
<b>平成15年</b>	<b>894</b>	<b>866</b>	<b>96.9%</b>	<b>4,641</b>	<b>3,136</b>	<b>67.6%</b>

**附属資料3 救急救命士の数の推移**

区 分	資格者数	運用者数
平成4年	591	483
平成5年	1,003	541
平成6年	1,798	1,369
平成7年	2,748	2,232
平成8年	4,164	3,338
平成9年	5,524	4,556
平成10年	6,920	5,846
平成11年	7,523	6,757
平成12年	9,027	8,016
平成13年	10,497	9,461
平成14年	12,068	10,823
<b>平成15年</b>	<b>13,701</b>	<b>12,294</b>

(注) 平成4年から7年については8月1日現在、平成8年から10年については7月1日現在、平成11年以降については4月1日現在の数値である。

## 特定行為等

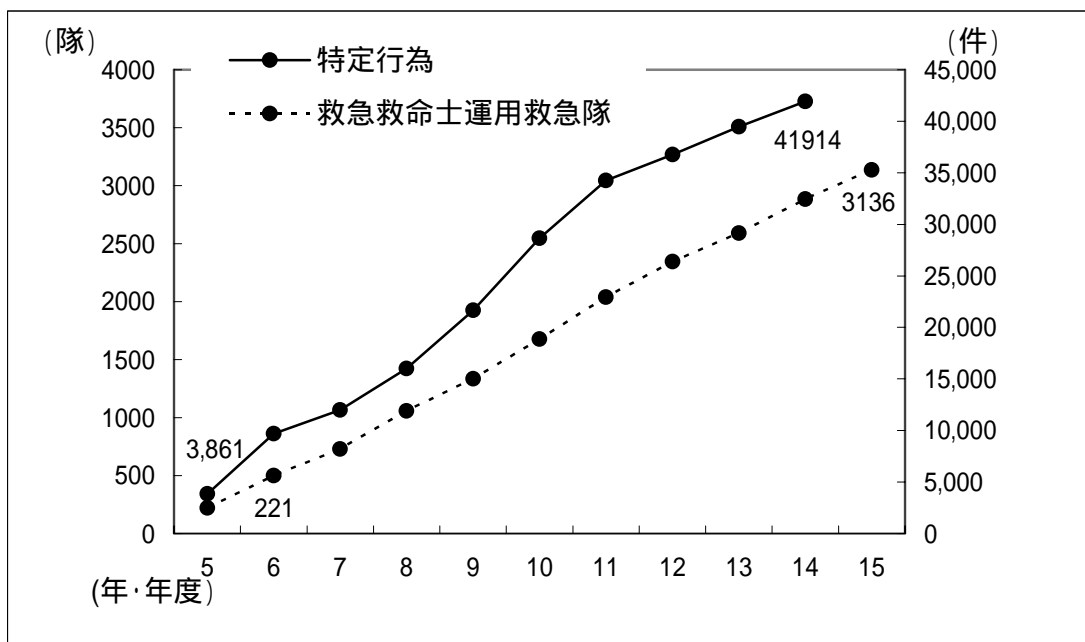
救急救命士は救急救命士法に基づく特定行為と呼ばれる救急救命処置を実施することができ、その実施件数は年々増加しており、国民の救命効果の向上に大きく貢献しています。

救急救命士の処置範囲については、平成15年4月1日より、医師の指示なし(包括的指示下)での除細動が実施され、平成16年7月を目途に気管挿管の実施が認められることとなっており、薬剤投与についても、現在、検討が行われています。

救命効果の向上に大きく貢献する特定行為の実施件数は、救急救命士運用隊の増加とともに年々増加しており、平成14年中の特定行為の合計実施件数は41,914件であり、前年と比較して6.2%の増加となりました。

なお、救急救命士法上、救急救命士が実施できる特定行為は、医師の具体的指示のもとでの救急救命処置のことであり、「除細動」「静脈路確保のための輸液」「ラリングアルマスク等器具による気道確保」の3行為でしたが、平成15年4月1日より、除細動については医師の指示なし(包括的指示下)での実施が認められることとなったため、特定行為ではなくなり、救急救命士に認められる救急救命処置ということになっています。(第6図、附属資料4参照)

第6図 特定行為実施件数と救急救命士運用隊の推移



附属資料4 救急救命士による特定行為の実施件数

(単位：件)

処置内容		気道確保	除細動	静脈路確保	合計
処 置 実 績	平成5年中	2,191	808	862	3,861
	平成6年中	6,538	1,261	1,888	9,687
	平成7年中	7,769	1,500	2,716	11,985
	平成8年中	10,491	1,918	3,587	15,996
	平成9年中	14,572	2,456	4,632	21,660
	平成10年中	19,513	2,995	6,146	28,654
	平成11年中	23,111	3,557	7,568	34,236
	平成12年中	25,101	4,134	7,542	36,777
	平成13年中	26,715	4,860	7,882	39,457
	平成14年中	27,791	5,807	8,316	41,914
	対前年 増減率	4.0%	19.5%	5.5%	6.2%

## 応急手当関係

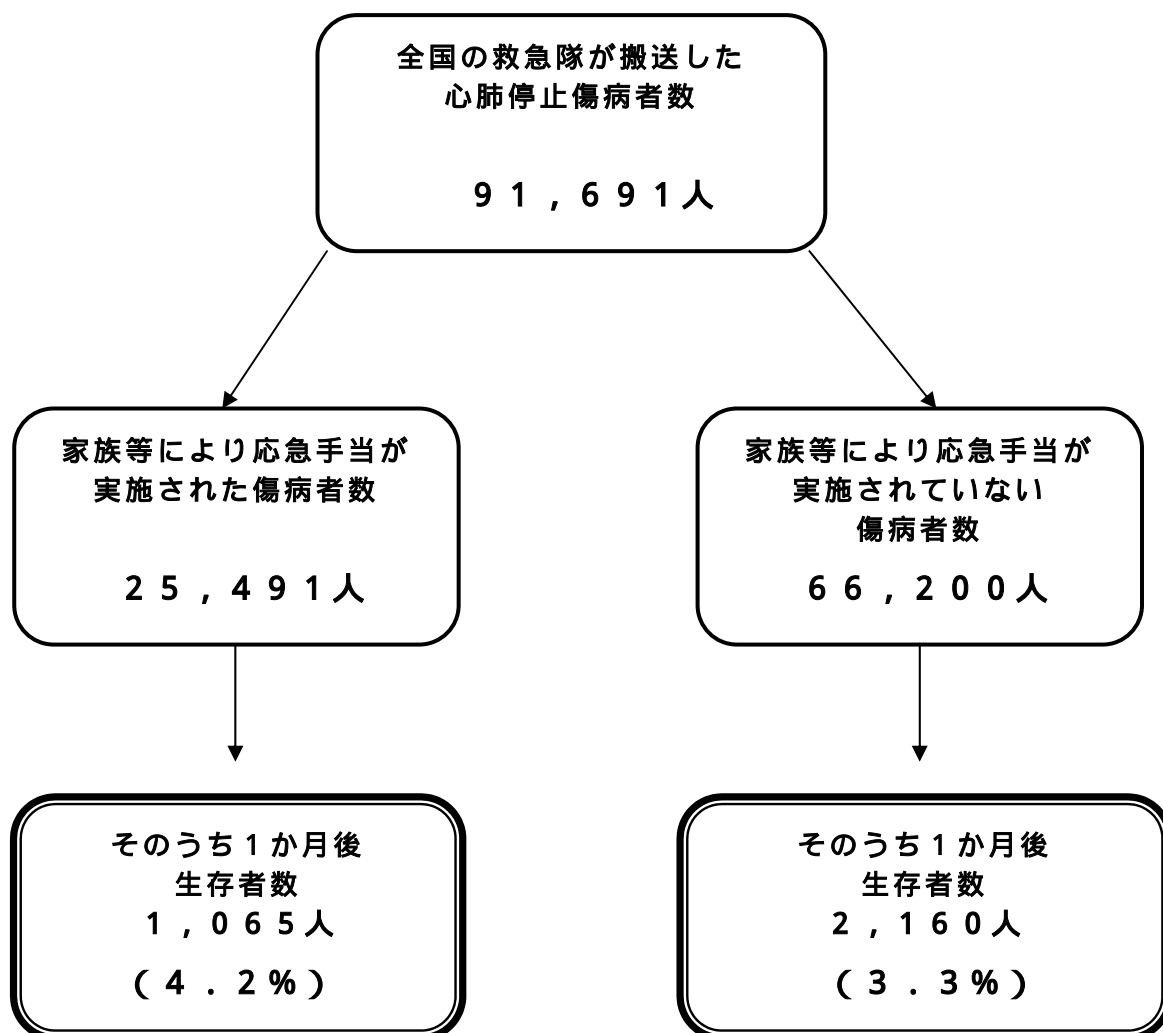
救急隊が到着するまでの全国平均時間は6.3分であり、この間に救急現場に居合わせた人により応急手当が実施されることは、救命効果の向上につながります。

下図は、平成14年中における全国の救急隊が搬送した全ての心肺停止傷病者について、救急隊の到着時に家族等により応急手当が実施されていた場合と実施されていない場合とで、1ヶ月後の生存者の割合を比較対比したものです。

これを見ると、家族等により応急手当が実施された場合の方が、0.9ポイント(約1.3倍)救命効果が高いことが認められます。

119番通報を受けてから救急隊が現場に到着するまでの全国平均時間は6.3分であり、この間に救急現場に居合わせた人により応急手当が実施されることは、救命効果の向上につながっています。

### 応急手当の救命効果（平成14年）



消防庁では国民の救命効果の向上を図るため、住民に対する応急手当の普及啓発活動を推進しており、受講者数は年々増加しています。

平成14年中に全国の消防機関が行った応急手当普及講習は、受講人数が100万人を超え、国民の約123人に1人が受講したこととなります。

消防庁では「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、住民に対する応急手当普及講習として普通救命講習（3時間コース）と上級救命講習（8時間コース）を推進しています。

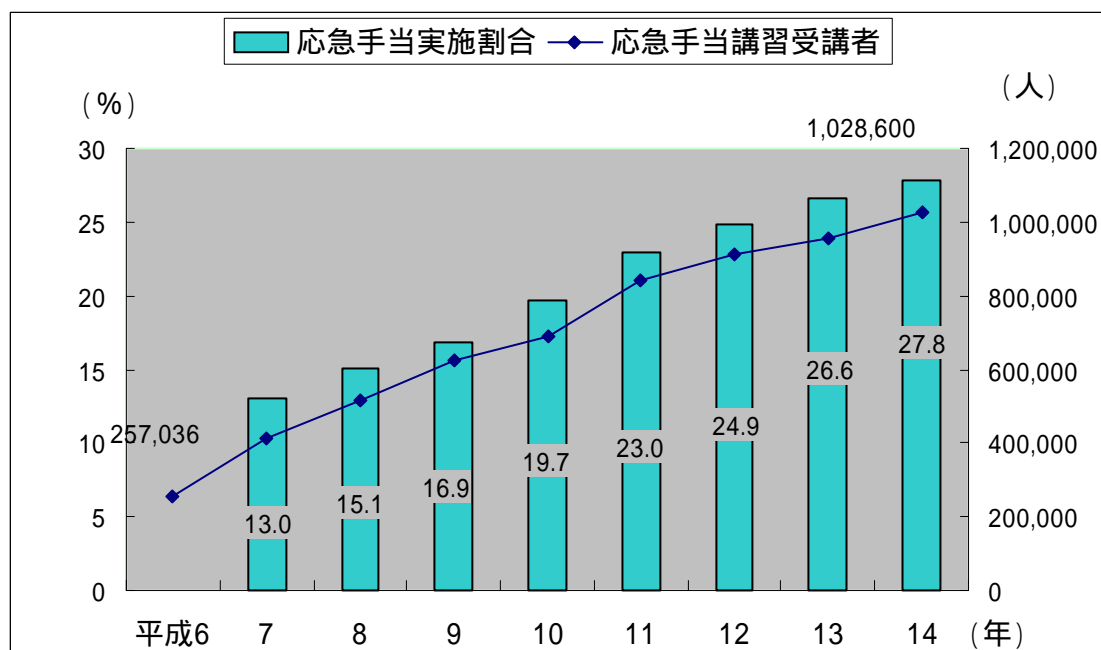
応急手当普及講習受講人員は年々増加しており、平成14年中の受講者数は前年と比べて約7.7%増加し1,028,600人と100万人を超えました。

これは平成14年中には国民の約123人に1人が消防機関による応急手当普及講習を受講したこととなります。

応急手当普及講習受講者数の増加に伴い、心肺停止傷病者に対する応急手当の実施件数は年々増加し、救命効果の向上に貢献しています。

（第7図、附属資料5参照）

第7図 応急手当講習受講者数と  
心肺停止傷病者に対する応急手当実施割合の推移



応急手当実施割合については、平成7年からの調査項目。

附属資料5 住民に対する応急手当普及講習修了者数の推移

(単位：人)

区分 年中	住民に対する応急手当普及講習修了者数		
	普通救命講習	上級救命講習	小 計
平成7年	395,045	19,212	414,257
平成8年	491,300	25,758	517,058
平成9年	589,798	33,670	623,468
平成10年	655,700	34,807	690,507
平成11年	797,979	41,135	839,114
平成12年	861,699	48,393	910,092
平成13年	901,039	53,795	954,834
平成14年	970,202	58,398	1,028,600
対前年 増加率	7.7%	8.6%	7.7%
平成14年中応急手当普及講習修了者数 (A)			1,028,600
総人口 (B) (平成12年国勢調査)			126,925,843
(B / A)			123.4

## 救助活動の概要

### 1 救助体制の現状

平成15年4月1日現在、消防法第36条の2の規定並びに救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）に定める基準に従い救助隊を設置している消防本部は857本部で、構成市町村（受託市町村を含む）は3,037市町村です。

救助隊は857消防本部に1,493隊設置されており、救助隊員は2万4,027人となっています。

第4表 救助体制の現状

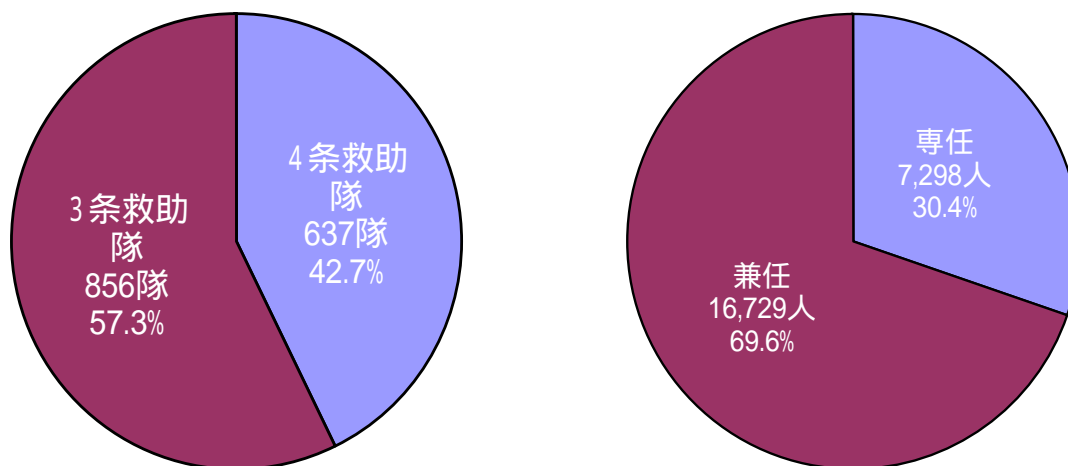
区 分	救助隊設置 消防本部	救助業務実 施市町村数	救助隊数	救助隊員数
平成15年4月1日現在	857	3,037	1,493	24,027
平成14年4月1日現在	864	3,065	1,488	23,645
対前年増減数	7	28	5	382
対前年増減数（％）	0.8	0.9	0.3	1.6

第5表 専任、兼任別救助隊及び救助隊員の内訳（平成15年4月1日現在）

区 分	救助隊数			救助隊員数		
	計	専任	兼任	計	専任	兼任
総務省令第3条に定め る救助隊	1,493	492	1,001	24,027	7,298	16,729
上記のうち、第4条に 定める救助隊	637	422	215	10,371	6,183	4,188
第3条救助隊に対する 第4条救助隊の割合	42.7%	85.8%	21.5%	43.2%	84.7%	25.0%

第4条に定める救助隊とは、第3条に定める救助隊よりさらに高度な人命救助のための資機材を装備した隊をいいます。

第8図 3, 4条別救助隊及び専任、兼任別救助隊員の割合





## 2 救助活動の状況

平成14年中の救助出動の件数は7万7,845件であり、これを前年と比較すると、救助出場件数1,327件(1.7%)増加し、救助活動件数も1,143件(2.3%)増加している。このうち、交通事故による出動件数が3万6,692件で全体の救助出動件数の約半分を占めています。

**第6表 救助活動の状況**

区分	救助出動件数	救助活動件数	救助人員
平成14年中	77,845	50,414	52,278
平成13年中	76,518	49,271	51,317
対前年増減数	1,327	1,143	961
対前年増減率(%)	1.7	2.3	1.9

- \* 救助出動件数とは、消防機関が救助活動を行う目的で出動した件数です。
- \* 救助活動件数とは、救助出動件数のうち実際に救助活動を実施した件数です。

**第7表 事故種別救助活動状況**

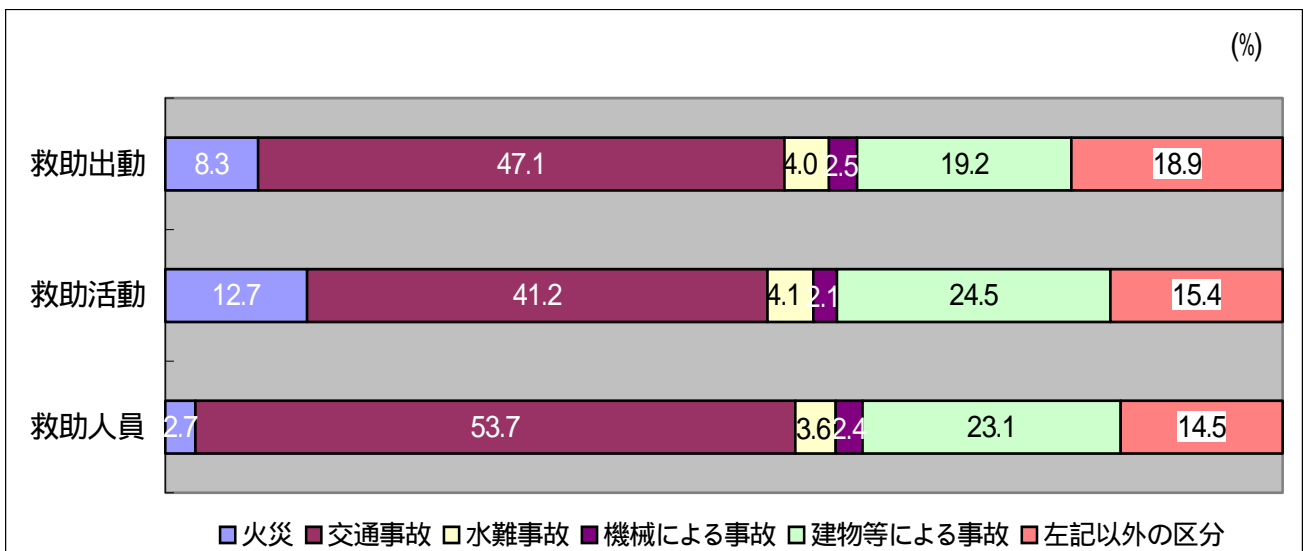
(平成14年中)

区分	火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	爆発事故	その他	合計
救助出動	6,429 8.3%	36,692 47.1%	3,111 4.0%	228 0.3%	1,930 2.5%	14,925 19.2%	244 0.3%	6 0.0%	14,280 18.3%	77,845 100%
救助活動	6,429 12.7%	20,778 41.2%	2,059 4.1%	148 0.3%	1,034 2.1%	12,364 24.5%	94 0.2%	0 0.0%	7,508 14.9%	50,414 100%
救助人員	1,408 2.7%	28,057 53.7%	1,898 3.6%	492 0.9%	1,239 2.4%	12,143 23.2%	77 0.2%	0 0.0%	6,964 13.3%	52,278 100%

- \* %は構成比を示します。
- \* 火災時の救助出動件数は、出動し実際に救助活動を実施した場合に出動件数として計上しています。したがって救助出動件数と救助活動件数は同数となっています。

**第9図 事故種別救助活動状況**

(平成14年中)



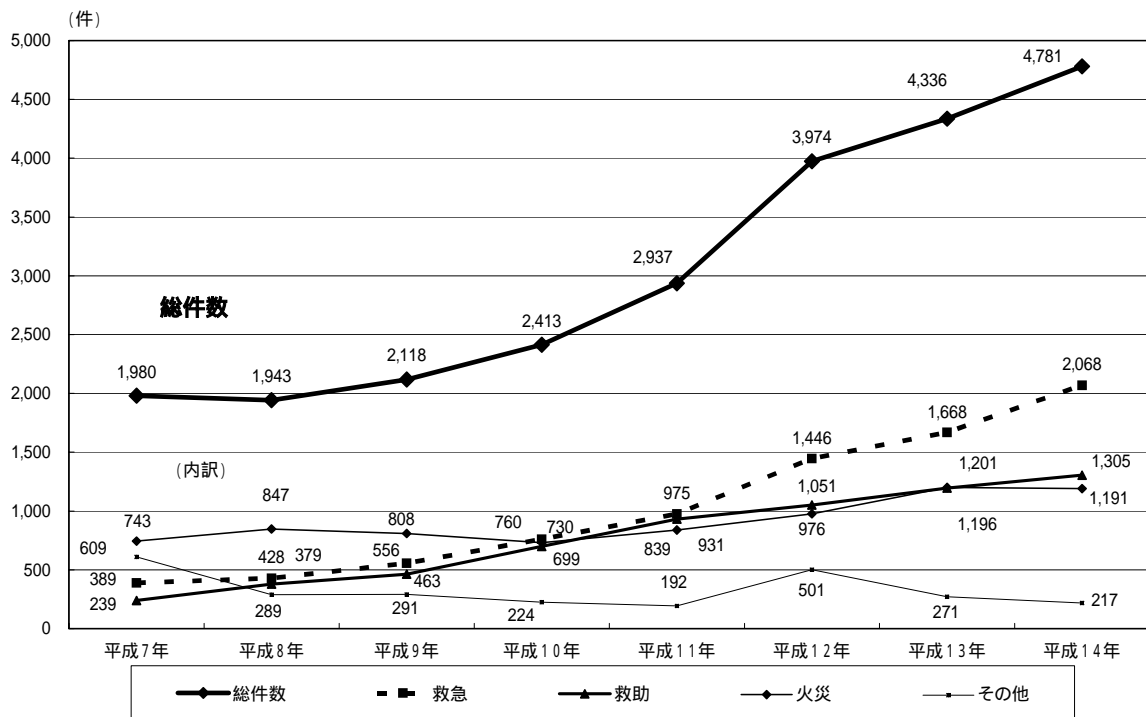
## 消防・防災ヘリコプターによる活動

平成14年中の消防・防災ヘリコプターの活動は4,781件で、平成13年の4,336件に比べて445件増加しています。そのうち、救急搬送件数は2,068件です。

- (1) 消防・防災ヘリコプターは、平成15年4月1日現在、全国で68機が整備され、救急・救助等災害時における出動件数は年々増加しています。
- (2) 消防庁においては、平成12年2月に救急ヘリコプターの出動基準ガイドラインを示し、これを参考として各保有団体による出動基準が順次作成されており、ヘリコプターによる迅速な救急搬送体制の整備が進められています。

今年6月、消防組織法等が改正され、都道府県航空隊が航空機（ヘリコプター等）を用いて管内市町村の消防を支援できることが法制上明確となったことから、今後ますます消防・防災ヘリコプターの活用が促進されることが期待されます。

第10図 消防・防災ヘリコプターによる出動状況



「その他」とは、地震、風水害、大規模事故等における警戒、指揮支援、情報収集等の調査活動並びに資機材、人員搬送等です。

第8表 消防・防災ヘリコプターの配備推移

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
消防ヘリ	26	26	26	27	27	27	27	27
防災ヘリ	24	32	37	39	40	41	41	41
計	50	58	63	66	67	68	68	68

( 3 ) 消防・防災ヘリコプターの保有状況

保有状況（平成15年4月1日現在）68機（44都道府県、51団体）

消防機関保有ヘリコプター 27機（12政令市（さいたま市除く）、東京消防庁、岡山市）

都道府県保有ヘリコプター 41機（37道県）

未配備都道府県数 3県（佐賀県、宮崎県、沖縄県）

第9表 消防・防災ヘリコプターの保有状況

消防機関保有ヘリコプターの状況

団体名	保有機数	団体名	保有機数
札幌市消防局（*）	1	京都市消防局	2
仙台市消防局（*）	1	大阪市消防局	2
千葉市消防局	2	神戸市消防局（*）	2
東京消防庁	6	岡山市消防局	1
川崎市消防局	2	広島市消防局（*）	1
横浜市消防局	2	北九州市消防局	1
名古屋市消防局（*）	2	福岡市消防局	2
*印 消防局の他にこれを含む道県も保有 （5団体）		計（14団体）	27

都道府県保有ヘリコプターの状況

団体名	保有機数	団体名	保有機数
北海道	2	滋賀県	1
青森県	1	兵庫県	1
岩手県	1	奈良県	1
宮城県	1	和歌山県	1
秋田県	1	鳥取県	1
山形県	1	島根県	1
福島県	1	広島県	1
茨城県	1	山口県	1
栃木県	1	徳島県	1
群馬県	1	香川県	1
埼玉県	2	愛媛県	1
新潟県	1	高知県	1
富山県	1	長崎県	1
石川県	1	大分県	1
福井県	1	熊本県	1
山梨県	1	鹿児島県	1
長野県	1	計（37団体）	41
岐阜県	2		
静岡県	2		
愛知県	1		
三重県	1		